

地域に視点をあてた事業展開 [高年]

「地域拠点としての施設のあり方」モデル事業を通しての地域運営協議会の設立と、地域との関係強化に向けた取り組み

千葉県高齢者保健福祉計画の推進にあたり、「地域拠点としての施設のあり方」を検討するモデル事業を実施した。モデル事業を経て、施設が拠点となる取り組みを安定的かつ効果的に実施するための仕組みとして、地域の様々な人や機関が集う「地域運営協議会」を設けた。そこから地域のニーズを把握し、かつニーズへの対応を通じて、施設と地域との関係を強化している。

千葉県

社会福祉法人 **六親会**

〒270-2322 千葉県印西市笠神1620

TEL：0476-97-0100 FAX：0476-97-0030

◇法人設立年

平成6年

◇法人実施事業

- ①経営施設（事業）数：5施設11事業
- ②経営施設・事業の種類：
養護老人ホーム…1、特別養護老人ホーム…1、通所介護…1、短期入所生活介護…1、小規模多機能型居宅介護…1、認知症対応型通所介護…1、認知症対応型共同生活介護…1、居宅介護支援…1、地域包括支援センター…1、高齢者生活支援ハウス…1、有料老人ホーム…1
※特別養護老人ホーム・短期入所生活介護等3拠点目を平成23年度開設予定

◇法人の理念・経営方針

<法人理念>

LOVE FOR HUMANITY

生命の輝きを目指します
社会福祉事業の実践を通じて、お一人お一人の生命（いのち）が今以上に輝いていただけるように、人間愛の精神で目指してゆくことを法人の理念としております。

<基本方針>

- ・個人の尊重
- ・利用者の処遇(おもてなし)
- ・職員の資質向上
- ・地域福祉の拠点

基本方針を基として、職員のマインドと行動の根幹にある考え方を統一し、より質の高いサービスを目標とするため別途「サービス・コンセプト・マニュアル」を設定。

◇取り組みを実施している施設の概要

【施設名】

プレーゲ本塾

【施設種別及び利用定員】

特別養護老人ホーム 56名

◇活動内容

- 活動開始年
平成18年
- 活動の対象者
地域住民及び 協働のパートナーとなる地域運営協議会の構成員（行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、家族の会、老人クラブ連合会、教育機関、等）
- 活動の頻度・時間
地域運営協議会の開催 概ね年2回
※協議会でいただいた要望・意見に対しての取り組みは随時

◇活動実施の背景、実施にいたった理由

平成12年に施行された社会福祉法では、第4条に地域福祉の推進が規定されている。地域福祉は、制度化された福祉サービス、事業のみによって実現するものではなく、地域住民やボランティア、行政、関係諸機関、社会福祉関係者が協働することによって支えられるものである。施設では、利用者に対する福祉サービスの提供や相談援助等は当然の役割ではあるが、一方で、社会の変容による新たな福祉ニーズに対応できる新たな役割を担い、地域に貢献できる施設のあり方が求められている。

千葉県において策定された「千葉県高齢者保健福祉計画（平成18～20年度）」の推進にあたって、社会福祉法人を含めた民間事業者と行政の協働のもと、計画を着実に進めていくために「千葉県高齢者保健福祉計画推進作業部会」が設置された。その中に「施設のあり方研究会」が設けられ「地域拠点としての施設のあり方」について具体的な検討を行うこととなった。当法人はこの研究会に参画し、モデル事業を実施した。これを機に、施設が地域において新たな役割を担い、地域の拠点となるための段階的な取り組みの重要性を認識した。

◇実施内容

モデル事業で示されたプロセスは4段階である。まず、①「施設が地域の拠点となることへの職員の理解と認識の共有」をし、続いて②「拠点となる取り組みが安定かつ効果的に実施できる体制の整備」をして、③「具体的事業の実践」に入り、最後に④「取り組みの評価と検証」を行うというプロセスである。

当法人は②の体制整備として、施設内部での運営委員会と地域との「地域運営協議会」を設置した。この協議会は、当施設と地域の各関係機関が連携し、互いの持つ機能を相互に活用することで、地域社会の課題解決に向けて取り組むことを目的に設置した。地域運営協議会は、行政や地域の保健福祉関係機関、教育機関、地域住民、利用者家族等によって構成

される。顔の見える関係を作りながら「施設の機能を地域にどう活かすことができるか」について、ともに話し合う機会を持つこととしている。「子ども達と高齢者の継続的交流や福祉教育の機会」、「災害発生時の要援護者の避難先」また「ボランティアの育成と活動の場」としての施設の活用について要望と意見をいただき、それらに対応する具体的な取り組みへとつなげることができた。

◇活動効果（利用者や職員、地域などの反応、影響）

最も大きな成果としては、施設の職員が地域の関係者と直接顔を合わせ、ともに取り組みを行ったことで協力関係を構築できたことである。特に幼稚園・保育所における「世代間交流事業」や小中学校における「職業体験学習」においては、当施設はプログラムに工夫を凝らしより有意義な活動をしてもらえるよう取り組み、地域住民からの信頼を得ることができた。

他にも、地域運営協議会の構成員である行政、社協、民生委員・児童委員、福祉関係者と協働し、独居高齢者および高齢者世帯の実態調査を行った。その結果を基に、民生委員・児童委員による見守りネットワークの構築、または災害時等における要援護者の支援ネットワークの構築を進めた。さらには、認知症高齢者に対する地域住民の理解の促進や地域で支える体制づくりへの対策として、認知症サポーター（地域住民）を養成し、連携をして活動している。加えて、独居高齢者の一時的な保護を要する場合（退院後の生活に不安がある、高齢者世帯において消極的ネグレクトが生じた、等）には、措置施設である「高齢者生活支援ハウス」を活用している。

こうしたかわりの中で、職員は「施設が地域の一部として存在していること」を実感することができている。協議会を設けたことにより、これまで希薄であった地域と施設との関係が、信頼と協働の関係に変わってきた。

施設職員の専門性も地域資源の一つであり、地域の方がたへさまざまな仕組みを駆使して働きかけたことにより、顔の見えなかった人たちと顔の見える関係が築け、その結果として地域での「共助」の仕組みが創り上げられてきた。施設の入所者や利用者のみではなく、地域の高齢者の支援へと視野が広がっていることが感じられる。



◇今後の展開

地域における様々な支援体制を考えた場合、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護制度の強化や医療等各分野による専門職との連携、加えて警察や消防などの諸機関との連携は欠かすことができないものである。しかし、これまでの各種の取り組みを通して、この部分は不十分であると認識しており、今後の課題と考えている。

◇主な経費や財源及び人員等

- ※会議費や事業費においては施設や事業所の活動費で補っている。その財源は介護保険事業の収入による。
- ※事業によっては全員、会議や企画などは特別養護老人ホーム職員のみならず各事業所より代表が参画（職種等：全職種が参画）